

2026 年度選手登録更新手続きについて

お世話になっております。

大変お待たせ致しまして申し訳ございません。

システムトラブルにより、停止しておりました 2026 年度の更新手続きを開始いたします。

下記の選手登録について、JTA プレーヤーゾーンより更新のお手続きをお願い致します。

口座振替にて、選手登録料をお支払いいただいている方については、更新手続きは完了しているはずですが、お振替があつたにもかかわらず、更新処理がされていない場合は、下記 HP から支払い確認依頼をお送りください。

URL: <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/204/Default.aspx>

2026 年度選手登録更新手続き

・ JTA 一般選手登録	年間登録料	5,500 円
・ JTA ベテラン選手登録	年間登録料	4,400 円
・ JTA ジュニア選手登録	年間登録料	無し

また、システムトラブルの影響が残っておりますので、支払をしたにも関わらず、支払い済みとならない場合についても、支払い確認依頼をお送りいただきますようお願い致します。

URL: <https://www.jta-tennis.or.jp/registration/tabid/204/Default.aspx>

大変ご迷惑をお掛けしまして申し訳ございません。

ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

JTA 一般選手登録について tournament@jta-tennis.or.jp

JTA ベテラン選手登録について hd-veteran@jta-tennis.or.jp

JTA ジュニア選手登録について junior@jta-tennis.or.jp

2026 年 2 月 9 日

各都道府県テニス協会
ジュニア担当者 各位

(公財) 日本テニス協会
ジュニア大会専門部長 富岡 好平

2026 年度のジュニア選手登録更新について（周知）

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会のジュニア育成・強化事業並びに選手登録制度の運用にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでにお知らせしていたとおり 2026 年度よりジュニア選手登録の更新・新規登録は、従来の自動更新から一般選手登録と同様に選手自身で更新手続を行って頂く方式に変更となりました。遅くなりましたが、JTA プレーヤーゾーンにおいて選手自身が 2026 年度の更新手続を行える準備が整いましたのでお知らせします。各地域・都道府県テニス協会におかれましては、加盟団体、ジュニア選手に周知頂きますようよろしくお願い致します。

プレーヤーゾーンからの web エントリーを採用している、4 月以降開催の大会は、2026 年度の更新手続を済ませ有効なメンバーシップを保持していない選手はエントリーができません。

プレーヤーゾーン以外のエントリー方法を引き続き採用する大会は、選手はエントリーできますが一般大会同様に大会が始まるまでに有効なメンバーシップを保持していない場合、当該大会のランキングポイントを獲得することができません。この点を選手に周知頂き更新手続について周知して頂きますようよろしくお願い致します。

登録更新手続の変更に伴い、下記のマニュアルを作成しています。ご活用下さい。（JTA のホームページ＞選手登録＞ジュニア＞選手登録、からも閲覧可能です。）

JTA プレーヤーゾーン スタートアップガイド V3. pdf

2025 年度中の選手の登録更新手続、大会エントリーに関する問い合わせへの対応は、地域・都道府県テニス協会にて御協力賜りますようよろしくお願い致します。2026 より選手向けのサポート体制を整備すべく準備中です。

当初の予定より準備が大幅に遅れましたことをお詫び申し上げます。引き続き御協力のほどよろしくお願い致します。敬具

2026 年 2 月 9 日

各都道府県テニス協会
ジュニア担当者 各位

(公財) 日本テニス協会
ジュニア大会専門部長 富岡 好平

2026 年度以降のジュニア選手登録における所属先異動手続について（周知）

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会のジュニア育成・強化事業並びに選手登録制度の運用にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026 年度より導入される新登録制度に関しまして、福岡県テニス協会、神奈川県テニス協会をはじめとする複数の加盟団体より、所属先の異動手続に関するお問い合わせをいただいております。

特に、「選手自身による登録手続への変更に伴い、所属先や管轄都道府県の変更も選手自身が自由に行えるようになるのではないか」という誤解が生じている事例が見受けられます。

つきましては、新制度下における所属先異動の運用ルールについて、下記の通り改めて通知いたします。各都道府県テニス協会におかれましては、内容をご確認の上、関係者への周知徹底をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 所属先および管轄都道府県の異動手続について

2026 年度より、選手の新規登録および更新手続は選手自身が JTA プレーヤーゾーンを通じて行う形に変更されますが、所属団体および管轄都道府県の異動手続については、従来どおり各都道府県テニス協会への申請が必要です。選手自身がシステム（JTA プレーヤーゾーン）上で所属団体や管轄都道府県を変更することはできません。

2. 根拠規定（ジュニア選手登録基準）

本年 9 月に改正された「ジュニア選手登録基準」においても、所属変更の手続について以下の通り明確に定められております。

第 8 条 JTA ジュニア選手登録の内容変更

① JTA ジュニア選手登録情報のうち、所属団体及び管轄都道府県テニス協会以外の登録情報の変更を希望する者は、（中略）選手自ら JTA 選手登録情報

を変更することができる。

② 所属団体又は管轄都道府県テニス協会の変更は、選手自身が上記（イ）の JTA プレーヤーゾーンで行うことはできない。変更を希望する選手は、上記（ア）の方法（管轄都道府県テニス協会へ申請）により変更を行う。

3. 運用継続の理由

所属先および管轄都道府県の変更を選手自身が自由に行える仕様とした場合、都道府県テニス協会への連絡無しに他県への異動や転入が行われる恐れがあります。その結果、各協会において管轄選手の正確な把握ができなくなり、所属選手のみが出場資格を持つ「都道府県予選大会」等の運営に多大な支障が生じることとなります。

こうした事態を防ぎ、適切な大会運営と選手管理を維持するため、所属変更については引き続き各都道府県テニス協会の承認・管理下にて手続きを行う体制を継続いたします。

4. 各都道府県テニス協会へのお願い

各協会におかれましては、ジュニア選手の所属先および管轄都道府県の異動手続は、従来どおり各都道府県テニス協会への申請によって行うものであることを、改めてご確認いただくとともに、選手・保護者・所属団体への周知をお願いいたします。

以上